

分類コード	X-1-1-1-07
保存期間	1年(令和7年12月31日まで)

秋本生企第673号 地第149号

人安第440号

令和6年9月4日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

令和6年全国地域安全運動の実施について（通達）

昨年（令和5年）の全国における刑法犯認知件数は約70万3,000件となり、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年の水準に近づいている。その中でも、特に自転車盗、万引き、SNS型投資・ロマンス詐欺、ストーカー事案、児童が被害者となる痛ましい事件や高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶たない状況にある。

本県においても、昨年の特殊詐欺被害は、被害額が約5億円と前年比で4億円以上増加し、認知件数も5年連続で増加しているほか、SNS型投資・ロマンス詐欺被害も急増しており、治安情勢は極めて憂慮すべき状況である。

こうした情勢の中、県民が安全・安心を実感できる社会を実現するためには、地域住民、事業者、自治体、防犯協会、防犯ボランティア団体等が行う自主防犯活動を促進して犯罪予防機能の強化を図るなど、社会を挙げて安心感を醸成していく取組を浸透・定着させることが必要である。また、登下校時の子供の安全を確保するため、政府が平成30年6月に策定した「登下校防犯プラン」、性犯罪・性暴力を根絶するために令和5年3月に策定した「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、本年6月に策定した「国民を詐欺から守るための総合対策」等に基づく各種対策について、関係機関・団体と連携し、積極的な推進が必要である。

これらを踏まえ、みだしの運動を下記のとおり実施することとしたので、各所属においては、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止対策や無施錠率の高い自転車盗対策についても念頭に置きながら、管内の犯罪情勢を見据えた地域の安全・安心のための各種対策を効果的に推進されたい。

記

1 目的

防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関・団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動を更に強化するとともに、その相互の連携を一層緊密にすることにより、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図る。

2 期間

令和6年10月11日（金）から同月20日（日）までの10日間

3 主催

公益社団法人秋田県防犯協会連合会及び秋田県警察

4 運動重点

(1) 全国重点

令和6年全国地域安全運動に係る全国重点は次のとおりであり、別添「令和6年全国地域安全運動全国重点推進事項」に基づき取組を推進すること。

ア 子供と女性の犯罪被害防止

イ 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止

ウ 自転車盗、万引きの被害防止

(2) 秋田県の重点～住宅対象侵入窃盗の被害防止

住宅対象侵入窃盗は、強盗等の凶悪事件に発展するおそれがあるほか、広域的に連続発生する可能性がある。

令和5年中の県内における住宅対象侵入窃盗被害の無施錠率は69.8パーセントと、前年に比べて11.2ポイント減少したものの、全国平均の45.6パーセントを大きく上回っている。本年も6月末現在の無施錠率は78.6パーセントと依然として高い状況にあり、秋田県全体として被害防止対策を更に推進する必要がある。

5 実施上の留意事項

運動の目的を達成するため、以下の事項に留意し、管内実態に即した効果的な取組を推進すること。

(1) 関係機関・団体等と連携した安全・安心なまちづくりの推進

本県では、安全・安心なまちづくりについての県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、積極的に安全・安心なまちづくりを行う意欲を高めるため、秋田県安全・安心まちづくり条例（平成16年秋田県条例第19号）において、10月11日を「安全・安心まちづくりの日」と定めて啓発活動を行っていることから、自治体、教育委員会・学校、防犯ボランティア団体その他の関係機関と緊密に連携し、県民の防犯意識の高揚に努めること。

(2) 地域安全活動への参加促進

活動参加者の高齢化、リーダー的人物の引退、次世代の後継者不足等の傾向が続いており、この傾向が更に進行すれば、これまで培われてきた貴重な経験が失われるばかりでなく、地域の治安情勢に影響を与えることにもつながりかねない。こうした点を踏まえ、地域安全活動の具体的な実施内容に関し、防犯ボランティア団体、防犯設備士等から意見を求め、地域住民が広く参加しやすいような創意工夫を凝らした諸活動を展開すること。特に、大学生等の若い世代のほか、現役世代の防犯ボランティア団体に対しては、企画段階から積極的な参画を呼び掛けるなど、活動の活性化と参加促進を図ること。また、インターネット上における安全・安心を確保するため、サイバー防犯ボランティアとの連携を推進すること。

(3) 積極的な広報

報道機関に対する広報に当たっては、活動を行う関係機関・団体等を明示して地域安全活動の具体的な活動状況を発信し、地域住民の防犯意識の高揚と地域安全活動の周知を図るとともに、防犯ボランティア団体の士気高揚と防犯ボランティア活動への

参加促進につながるよう努めること。

(4) 受傷事故防止に対する配慮

防犯ボランティア団体等が街頭において地域安全活動を行う際は、防犯ベスト、帽子等を装着し、地域安全活動中であることを明示させるほか、夜間の活動における照明器具、反射材等の携行について事前に教養するなど受傷事故防止に十分配慮させること。

6 報告

各警察署においては、次に掲げる事項について、それぞれ生活安全部生活安全企画課長を経由して報告すること。

(1) 活動実施計画

ア 様式

別記様式 1（令和 6 年全国地域安全運動実施計画報告書）

イ 報告期限

9 月 27 日（金）

(2) 実施結果

ア 様式

別記様式 2（令和 6 年全国地域安全運動実施結果報告書）

イ 報告期限

10 月 25 日（金）

この担当 生活安全企画課生活安全係（☎ 3 0 2 2、3 0 2 4）

令和6年全国地域安全運動全国重点推進事項

1 子供と女性の犯罪被害防止

(1) 不審者情報等の早期通報の呼び掛けと効果的な情報発信

ア 早期通報の呼び掛け

声掛けやつきまとい等の子供や女性が被害者となる犯罪の前兆事案の情報が潜在化することがないよう、教育委員会、学校、事業者等と緊密な連携を図るとともに、子供、女性、保護者、防犯ボランティア団体、地域住民、事業者等に対し、防犯教室や各種会議等のあらゆる機会を通じ、通報要領や通報上のポイントを教示するとともに、早期通報を呼び掛ける。

イ 効果的な情報発信

把握した情報は的確な分析を行い、警察の関係部門間のほか、教育委員会・学校との間で情報共有を図るとともに、関係者のプライバシーに十分配慮した上で、地域住民、防犯ボランティア団体、放課後児童クラブ・放課後子供教室、事業者、保護者等に対し、各種広報媒体を活用し、タイムリーに情報発信する。また、情報発信に当たっては、関係者のプライバシーに十分配慮した上で、発生場所・被害態様に関し、見守りの配置や登下校、通勤ルートの変更等に直接役立つような粒度の高い情報、保護者や女性等が取り得る防犯対策等、受信者側の対応に資する情報も併せて発信する。

ウ 措置を講じた事案に関する適切な情報発信

地域住民等に情報発信した事案について、検挙等の措置を講じた場合は、当該事案が地域住民等に与えている不安感等に配慮し、適切に情報発信する。

(2) 関係機関・団体等との連携

ア 「地域の連携の場」等への参画と情報共有

教育委員会・学校、放課後児童クラブ・放課後子供教室、自治体、保護者、PTA、防犯ボランティア団体、自治会等が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」等に参画し、必要な助言を行うとともに、情報共有を図る。

イ 防犯ボランティア活動の活性化に向けた支援

防犯ボランティアによる通学路等の防犯パトロール、子供の見守り活動等に対する理解と協力を深めるため、防犯活動アドバイザー等と連携し、防犯ボランティアと地域住民との交流の場や活動内容を発表できる機会を設けるなどの支援を行うほか、積極的な表彰により、防犯ボランティアの活動意欲の向上と活動の活性化を図る。

ウ 「ながら見守り」等の推進

見守りの担い手の裾野拡大のため、ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動の中で、気軽に実施できる「ながら見守り」等を広く推奨し、地域における防犯活動の基盤の充実を図る。また、これら活動の周知、情報発

信に努め、地域における更なる理解や協力が得られるよう支援する。

エ 危険箇所等の点検及び改善

声掛けやつきまとい等の前兆事案のあった場所、見通しの悪い道路、公園、駐車（輪）場、人や車の通りが少ない場所等について、教育委員会・学校、自治体等関係機関等と連携した防犯の観点による合同点検を随時実施し、情報共有を図るとともに、防犯ボランティア団体や自治体等に対し改善を働き掛けるなどソフト面やハード面の両面から、環境面の整備・改善に向けた取組を推進する。

特に、把握した危険箇所のほか、集団登校の集合場所やスクールバスの停留所等の登下校の際に子供が集まる可能性のある場所に対しては、登下校時間帯における警察官による警戒・パトロールを重点的に実施する。また、防犯ボランティア団体等の地域住民による見守り活動についても、危険箇所等への重点的な配置を助言するなど関係団体との連携にも配慮する。

さらに、登下校時の通学路等において地域住民が実施する見守り活動の対策については、合同活動等の機会を通じて、警戒の隙間が生じていないか、不測の事態に対応できる体制であるかなどを確認し、人員、配置場所に加え、子供のみならず周囲にも気を配ることなど活動時の参考となる指導を積極的に行う。

オ 子供を見守る協力体制の充実

「子供110番の家・車」に委嘱された者等に対する実践的な指導等を実施するとともに、通学路周辺の住民のほか、タクシー事業者、宅配事業者等の運送事業者による防犯CSR活動としての「ながら見守り」等の推進に努めるなど、登下校時を始めとする地域における子供の見守り体制の充実に努める。

なお、子供110番の家のプレート等が掲示されているにもかかわらず、空き家等の理由でその機能を有していないような場所があれば、助けを求めた子供の安全を守ることができないおそれがあることから、実態を確認するなどして子供110番の家が適正に機能するよう努める。

(3) 防犯教育の推進

ア 地域、職域、学校等を単位とした防犯教室の実施

地域、職域、学校等を単位とし、子供や女性が路上や電車内等において被害に遭った場合又は遭いそうになった場合の対応方法や防犯ブザーや痴漢対策機能を有する防犯アプリ等の防犯機器の活用方法、子供110番の家の利用方法、護身術等の防犯教室を実施する。また、教育委員会や学校等の関係機関・団体、防犯ボランティアと連携し、学校等におけるイベント等様々な機会を捉え、SNS等の安易な利用を通じて児童買春や児童ポルノ等の犯罪被害に遭うことの危険性やアダルトビデオ出演被害を防止するための着眼点や被害事例等について、児童・生徒やその保護者等に対する防犯教育や広報啓発を実施する。

学校等における取組の推進に当たっては、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）の「学校等における教育や啓発の内容の充実」に掲げられている取組事例を参考とする。

イ 実践的な防犯教育の実施

自治体、事業者、防犯協会、学校等と連携し、行為者から甘言や詐言等による誘いを受けた場合の対処要領や危険な事態に遭遇した場合の初期的対応訓練など危険を予測・回避する能力を身に付けさせるための実践的な防犯教育を年齢及び発達の程度に応じて実施する。また、子供110番の家の所在地や通学路、危険箇所等を子供、保護者、地域住民参加の下、フィールドワーク等により確認させる。

ウ 防犯教室への参加促進

地域、職域、家庭ぐるみでの防犯活動を促進するため、保護者、地域住民、事業者等に対し、警察、自治体、防犯協会等が開催する防犯教室への参加を促す。

(4) 広報の実施

ア 実施状況等の広報

防犯パトロールや子供の見守り活動、防犯訓練、防犯教室等の実施状況等について、ウェブサイト、SNS等の各種媒体を活用して広報する。

特に、地域住民、防犯ボランティア団体等が主導的に取り組む活動は、積極的に取り上げて広報し、地域住民主導による防犯活動の活性化を図る。

イ 家庭や職場における防犯対策の呼び掛け

自治体、事業者、学校等と連携した実践的な防犯教育の内容を広報するとともに、家庭や職場等においても、子供と女性を犯罪から守るための取組を行う必要性があることを呼び掛ける。

2 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止

(1) 効果的な防犯指導・広報啓発の推進

ア 社会全体での詐欺被害防止対策の重要性等を訴える広報啓発の推進

特殊詐欺等の被害に遭いやすい高齢者だけでなく、その子供・孫世代及び地域社会への働き掛けも強化し、社会全体における特殊詐欺等の被害防止対策の一層の浸透を目指し、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）に基づく「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（以下「SOS47」という。）を始めとする高い発信力を有する著名人とも連携し、あらゆる公的機関・各種団体・民間事業者等の幅広い協力も得ながら、対象となる年齢層を踏まえつつ、ウェブサイト、SNS等のデジタル空間も含めた多種多様な媒体を活用するとともに、高齢者が日常生活で接点を有するあらゆる機関・団体・事業者等とも連携した注意喚起及び広報啓発を推進する。

イ 青少年に対する広報啓発の推進

令和6年6月18日に犯罪対策閣僚会議において策定された「国民を詐欺から守るための総合対策」に基づき、SNS上で発信されているものを含む「闇バイト」等への応募等、青少年が事の重大性を認識することなく、安易な考えから犯罪に加担してしまうこと等のないよう、防犯教室や非行防止教室等の場を活用して検挙事例を交えながら具体的に情報発信するなど青少年に対する広報啓発を推進する。

ウ 犯人からの電話を直接受けないための広報啓発の推進

犯人からの電話を直接受けることを防止するため、高齢者宅に迷惑電話防止機能を有する機器を導入することや高齢者宅の固定電話において国際電話の利用を休止したり、番号非通知の電話を着信拒否したり、高齢者宅の固定電話を常に留守番電

話に設定し、相手を確認してから対応したりすることの有効性について、広報啓発を推進する。

エ 防犯ボランティア団体等による防犯活動への支援

防犯ボランティア団体、自治会、事業者等が、特殊詐欺等被害防止のために行う各種防犯活動について、SOS47が被害防止方法等を紹介する啓発用動画やYouTube警察庁公式チャンネルの配信動画に関する情報を提供するなどして積極的に支援し、地域ぐるみで特殊詐欺等の被害防止に取り組む気運を高める。

(2) 情報収集及び情報発信

ア 情報収集

地域住民や事業者等に対し、特殊詐欺等に係る相談、通報等を促し、関係機関とも十分な意思疎通を図り、管内の被害実態及び被害発生の予兆の把握に努める。

イ 情報発信

入手した情報は、金融機関や自治体等の関係機関・団体と共有を図るとともに、電子メールやSNS、ミニ広報紙等により、広く地域住民に対して、タイムリーに情報発信すると同時に、SOS47が被害防止方法等を紹介する啓発用動画を活用した広報啓発を展開することにより、被害の未然防止を図る。

(3) 関係事業者等との連携による予防活動の強化

ア 金融機関等と連携した被害の未然防止

金融機関の窓口で高額のお戻し等を申し込んだ高齢の顧客に声掛けする取組を推進するとともに、各金融機関が定める一定の基準に基づき警察に全件通報する取組を推進する。また、特殊詐欺においては、被害者が携帯電話等で指示を受けながらATMを操作し、被害に遭う事例が多数みられるため、金融機関等と連携し、「ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない」取組を引き続き推進する。

金融機関に対しては、被害の発生状況に応じた高齢者のATM振込制限及びATM引出制限の基準の見直しが的確に実施されるよう一層働き掛ける。また、郵便・宅配事業者、コンビニエンスストアと連携し、宅配便の荷受け時の声掛け、同一人や同一機会での高額又は複数の電子マネー購入希望者や収納代行利用者への注意喚起を強化する。

イ 金融機関等の職域防犯団体と連携した賞揚等の励行

金融機関等の職域防犯団体と連携し、特殊詐欺の被害の未然防止に功績のあった個人及び団体を積極的に表彰するなど被害防止に向けた気運の醸成を図る。

3 自転車盗、万引きの被害防止

(1) 自転車盗の被害防止

ア 鍵掛けの励行に向けた広報・啓発の推進

令和元年以降の自転車盗被害を見ると、約6割が施錠せず被害に遭っており、令和5年中は約3台に2台が施錠せず被害に遭っていることから、自治体、関係団体事業者、防犯ボランティア等と連携し、自転車利用者に対して地域における被害実態を周知するとともに、鍵掛けの励行、ツーロックの実施、盗難防止対策が講じられた駐輪場の利用などについて広報・啓発を推進する。また、通学等で日常的に自転車を利用する学生等に対しては、教育委員会・学校、学生防犯ボランティア等と

も連携して鍵掛けの励行等について呼び掛ける。

さらに、自転車防犯登録実施団体及び自転車販売店等と連携し、自転車の販売に際し、鍵掛けの励行、ソーロックの実施、自転車防犯登録の励行等について広報啓発を推進する。

イ 駅、商業施設、共同住宅等の駐輪場管理者に対する働き掛け

被害が多発する駐輪場の管理者に対し、防犯カメラの設置、照明設備等の改善、見通しの確保等、盗難防止設備の整備充実を働き掛ける。また、利用者に対して被害実態を周知し、鍵掛けの励行を呼び掛けるなど注意喚起を行う。

(2) 万引きの被害防止

ア 万引きを許さない社会気運の醸成

万引きをめぐる深刻な状況の背景要因として「たかが万引き」という万引きを軽視する風潮があるとみられ、こうした風潮を放置すれば、社会の規範意識の一層の低下を招き、万引きのみならず他の犯罪の発生を誘発するおそれもあることから、万引きを許さない社会気運を醸成するため、業界団体や関係機関等と連携を図り、万引き防止対策会議等の開催、万引き防止キャンペーン等の開催、ウェブサイト、SNS等の各種媒体を活用して「万引きをしない、させない、見逃さない」ための広報・啓発を推進する。

イ 規範意識の向上を図る取組の推進

「たかが万引き」という意識を払拭し、規範意識の向上を図るため、少年に対しては学校、防犯ボランティア等と連携して非行防止教室等、成人・高齢者に対しては自治体、町内会等と連携して各種会合等の機会を活用し、万引きの発生実態等の情報を発信するなどして「万引きは犯罪である」ことを周知徹底する。

ウ 店舗における防犯対策の高度化

万引きをさせない環境を構築するため、被害対象となり得る店舗に対し、商品の陳列場所又は陳列方法の改善、店内の死角やセルフレジ等における防犯カメラの増強、ICタグや警報装置等の万引き防止機器の導入、多言語による万引きを防止するための注意喚起文、警告文等の掲示、客に不審な行動がある場合の従業員による連携した対応や声掛けなど防犯対策の高度化に資する必要な助言等を行う。また、小売店舗等の協力を得た上で、防犯ボランティア等と連携して店舗内外のパトロール等を推進する。

令和6年全国地域安全運動全国重点推進事項

1 子供と女性の犯罪被害防止

(1) 不審者情報等の早期通報の呼び掛けと効果的な情報発信

ア 早期通報の呼び掛け

声掛けやつきまとい等の子供や女性が被害者となる犯罪の前兆事案の情報が潜在化することがないように、教育委員会、学校、事業者等と緊密な連携を図るとともに、子供、女性、保護者、防犯ボランティア団体、地域住民、事業者等に対し、防犯教室や各種会議等のあらゆる機会を通じ、通報要領や通報上のポイントを教示するとともに、早期通報を呼び掛ける。

イ 効果的な情報発信

把握した情報は的確な分析を行い、警察の関係部門間のほか、教育委員会・学校との間で情報共有を図るとともに、関係者のプライバシーに十分配慮した上で、地域住民、防犯ボランティア団体、放課後児童クラブ・放課後子供教室、事業者、保護者等に対し、各種広報媒体を活用し、タイムリーに情報発信する。また、情報発信に当たっては、関係者のプライバシーに十分配慮した上で、発生場所・被害態様に関し、見守りの配置や登下校、通勤ルートの変更等に直接役立つような粒度の高い情報、保護者や女性等が取り得る防犯対策等、受信者側の対応に資する情報も併せて発信する。

ウ 措置を講じた事案に関する適切な情報発信

地域住民等に情報発信した事案について、検挙等の措置を講じた場合は、当該事案が地域住民等に与えている不安感等に配慮し、適切に情報発信する。

(2) 関係機関・団体等との連携

ア 「地域の連携の場」等への参画と情報共有

教育委員会・学校、放課後児童クラブ・放課後子供教室、自治体、保護者、PTA、防犯ボランティア団体、自治会等が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」等に参画し、必要な助言を行うとともに、情報共有を図る。

イ 防犯ボランティア活動の活性化に向けた支援

防犯ボランティアによる通学路等の防犯パトロール、子供の見守り活動等に対する理解と協力を深めるため、防犯活動アドバイザー等と連携し、防犯ボランティアと地域住民との交流の場や活動内容を発表できる機会を設けるなどの支援を行うほか、積極的な表彰により、防犯ボランティアの活動意欲の向上と活動の活性化を図る。

ウ 「ながら見守り」等の推進

見守りの担い手の裾野拡大のため、ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動の中で、気軽に実施できる「ながら見守り」等を広く推奨し、地域における防犯活動の基盤の充実を図る。また、これら活動の周知、情報発

信に努め、地域における更なる理解や協力が得られるよう支援する。

エ 危険箇所等の点検及び改善

声掛けやつきまとい等の前兆事案のあった場所、見通しの悪い道路、公園、駐車（輪）場、人や車の通りが少ない場所等について、教育委員会・学校、自治体等関係機関等と連携した防犯の観点による合同点検を随時実施し、情報共有を図るとともに、防犯ボランティア団体や自治体等に対し改善を働き掛けるなどソフト面やハード面の両面から、環境面の整備・改善に向けた取組を推進する。

特に、把握した危険箇所のほか、集団登校の集合場所やスクールバスの停留所等の登下校の際に子供が集まる可能性のある場所に対しては、登下校時間帯における警察官による警戒・パトロールを重点的に実施する。また、防犯ボランティア団体等の地域住民による見守り活動についても、危険箇所等への重点的な配置を助言するなど関係団体との連携にも配慮する。

さらに、登下校時の通学路等において地域住民が実施する見守り活動の対策については、合同活動等の機会を通じて、警戒の隙間が生じていないか、不測の事態に対応できる体制であるかなどを確認し、人員、配置場所に加え、子供のみならず周囲にも気を配ることなど活動時の参考となる指導を積極的に行う。

オ 子供を見守る協力体制の充実

「子供110番の家・車」に委嘱された者等に対する実践的な指導等を実施するとともに、通学路周辺の住民のほか、タクシー事業者、宅配事業者等の運送事業者による防犯CSR活動としての「ながら見守り」等の推進に努めるなど、登下校時を始めとする地域における子供の見守り体制の充実に努める。

なお、子供110番の家のプレート等が掲示されているにもかかわらず、空き家等の理由でその機能を有していないような場所があれば、助けを求めた子供の安全を守ることができないおそれがあることから、実態を確認するなどして子供110番の家が適正に機能するよう努める。

(3) 防犯教育の推進

ア 地域、職域、学校等を単位とした防犯教室の実施

地域、職域、学校等を単位とし、子供や女性が路上や電車内等において被害に遭った場合又は遭いそうになった場合の対応方法や防犯ブザーや痴漢対策機能を有する防犯アプリ等の防犯機器の活用方法、子供110番の家の利用方法、護身術等の防犯教室を実施する。また、教育委員会や学校等の関係機関・団体、防犯ボランティアと連携し、学校等におけるイベント等様々な機会を捉え、SNS等の安易な利用を通じて児童買春や児童ポルノ等の犯罪被害に遭うことの危険性やアダルトビデオ出演被害を防止するための着眼点や被害事例等について、児童・生徒やその保護者等に対する防犯教育や広報啓発を実施する。

学校等における取組の推進に当たっては、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）の「学校等における教育や啓発の内容の充実」に掲げられている取組事例を参考とする。

イ 実践的な防犯教育の実施

自治体、事業者、防犯協会、学校等と連携し、行為者から甘言や詐言等による誘いを受けた場合の対処要領や危険な事態に遭遇した場合の初期的対応訓練など危険を予測・回避する能力を身に付けさせるための実践的な防犯教育を年齢及び発達の程度に応じて実施する。また、子供110番の家の所在地や通学路、危険箇所等を子供、保護者、地域住民参加の下、フィールドワーク等により確認させる。

ウ 防犯教室への参加促進

地域、職域、家庭ぐるみでの防犯活動を促進するため、保護者、地域住民、事業者等に対し、警察、自治体、防犯協会等が開催する防犯教室への参加を促す。

(4) 広報の実施

ア 実施状況等の広報

防犯パトロールや子供の見守り活動、防犯訓練、防犯教室等の実施状況等について、ウェブサイト、SNS等の各種媒体を活用して広報する。

特に、地域住民、防犯ボランティア団体等が主導的に取り組む活動は、積極的に取り上げて広報し、地域住民主導による防犯活動の活性化を図る。

イ 家庭や職場における防犯対策の呼び掛け

自治体、事業者、学校等と連携した実践的な防犯教育の内容を広報するとともに、家庭や職場等においても、子供と女性を犯罪から守るための取組を行う必要性があることを呼び掛ける。

2 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止

(1) 効果的な防犯指導・広報啓発の推進

ア 社会全体での詐欺被害防止対策の重要性等を訴える広報啓発の推進

特殊詐欺等の被害に遭いやすい高齢者だけでなく、その子供・孫世代及び地域社会への働き掛けも強化し、社会全体における特殊詐欺等の被害防止対策の一層の浸透を目指し、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）に基づく「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（以下「SOS47」という。）を始めとする高い発信力を有する著名人とも連携し、あらゆる公的機関・各種団体・民間事業者等の幅広い協力も得ながら、対象となる年齢層を踏まえつつ、ウェブサイト、SNS等のデジタル空間も含めた多種多様な媒体を活用するとともに、高齢者が日常生活で接点を有するあらゆる機関・団体・事業者等とも連携した注意喚起及び広報啓発を推進する。

イ 青少年に対する広報啓発の推進

令和6年6月18日に犯罪対策閣僚会議において策定された「国民を詐欺から守るための総合対策」に基づき、SNS上で発信されているものを含む「闇バイト」等への応募等、青少年が事の重大性を認識することなく、安易な考えから犯罪に加担してしまうこと等のないよう、防犯教室や非行防止教室等の場を活用して検挙事例を交えながら具体的に情報発信するなど青少年に対する広報啓発を推進する。

ウ 犯人からの電話を直接受けないための広報啓発の推進

犯人からの電話を直接受けることを防止するため、高齢者宅に迷惑電話防止機能を有する機器を導入することや高齢者宅の固定電話において国際電話の利用を休止したり、番号非通知の電話を着信拒否したり、高齢者宅の固定電話を常に留守番電

話に設定し、相手を確認してから対応したりすることの有効性について、広報啓発を推進する。

エ 防犯ボランティア団体等による防犯活動への支援

防犯ボランティア団体、自治会、事業者等が、特殊詐欺等被害防止のために行う各種防犯活動について、SOS47が被害防止方法等を紹介する啓発用動画やYouTube警察庁公式チャンネルの配信動画に関する情報を提供するなどして積極的に支援し、地域ぐるみで特殊詐欺等の被害防止に取り組む気運を高める。

(2) 情報収集及び情報発信

ア 情報収集

地域住民や事業者等に対し、特殊詐欺等に係る相談、通報等を促し、関係機関とも十分な意思疎通を図り、管内の被害実態及び被害発生の予兆の把握に努める。

イ 情報発信

入手した情報は、金融機関や自治体等の関係機関・団体と共有を図るとともに、電子メールやSNS、ミニ広報紙等により、広く地域住民に対して、タイムリーに情報発信すると同時に、SOS47が被害防止方法等を紹介する啓発用動画を活用した広報啓発を展開することにより、被害の未然防止を図る。

(3) 関係事業者等との連携による予防活動の強化

ア 金融機関等と連携した被害の未然防止

金融機関の窓口で高額の払戻し等を申し込んだ高齢の顧客に声掛けする取組を推進するとともに、各金融機関が定める一定の基準に基づき警察に全件通報する取組を推進する。また、特殊詐欺においては、被害者が携帯電話等で指示を受けながらATMを操作し、被害に遭う事例が多数みられるため、金融機関等と連携し、「ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない」取組を引き続き推進する。

金融機関に対しては、被害の発生状況に応じた高齢者のATM振込制限及びATM引出制限の基準の見直しが的確に実施されるよう一層働き掛ける。また、郵便・宅配事業者、コンビニエンスストアと連携し、宅配便の荷受け時の声掛け、同一人や同一機会での高額又は複数の電子マネー購入希望者や収納代行利用者への注意喚起を強化する。

イ 金融機関等の職域防犯団体と連携した賞揚等の励行

金融機関等の職域防犯団体と連携し、特殊詐欺の被害の未然防止に功績のあった個人及び団体を積極的に表彰するなど被害防止に向けた気運の醸成を図る。

3 自転車盗、万引きの被害防止

(1) 自転車盗の被害防止

ア 鍵掛けの励行に向けた広報・啓発の推進

令和元年以降の自転車盗被害を見ると、約6割が施錠せず被害に遭っており、令和5年中は約3台に2台が施錠せず被害に遭っていることから、自治体、関係団体事業者、防犯ボランティア等と連携し、自転車利用者に対して地域における被害実態を周知するとともに、鍵掛けの励行、ツーロックの実施、盗難防止対策が講じられた駐輪場の利用などについて広報・啓発を推進する。また、通学等で日常的に自転車を利用する学生等に対しては、教育委員会・学校、学生防犯ボランティア等と

も連携して鍵掛けの励行等について呼び掛ける。

さらに、自転車防犯登録実施団体及び自転車販売店等と連携し、自転車の販売に際し、鍵掛けの励行、ソーロックの実施、自転車防犯登録の励行等について広報啓発を推進する。

イ 駅、商業施設、共同住宅等の駐輪場管理者に対する働き掛け

被害が多発する駐輪場の管理者に対し、防犯カメラの設置、照明設備等の改善、見通しの確保等、盗難防止設備の整備充実を働き掛ける。また、利用者に対して被害実態を周知し、鍵掛けの励行を呼び掛けるなど注意喚起を行う。

(2) 万引きの被害防止

ア 万引きを許さない社会気運の醸成

万引きをめぐる深刻な状況の背景要因として「たかが万引き」という万引きを軽視する風潮があるとみられ、こうした風潮を放置すれば、社会の規範意識の一層の低下を招き、万引きのみならず他の犯罪の発生を誘発するおそれもあることから、万引きを許さない社会気運を醸成するため、業界団体や関係機関等と連携を図り、万引き防止対策会議等の開催、万引き防止キャンペーン等の開催、ウェブサイト、SNS等の各種媒体を活用して「万引きをしない、させない、見逃さない」ための広報・啓発を推進する。

イ 規範意識の向上を図る取組の推進

「たかが万引き」という意識を払拭し、規範意識の向上を図るため、少年に対しては学校、防犯ボランティア等と連携して非行防止教室等、成人・高齢者に対しては自治体、町内会等と連携して各種会合等の機会を活用し、万引きの発生実態等の情報を発信するなどして「万引きは犯罪である」ことを周知徹底する。

ウ 店舗における防犯対策の高度化

万引きをさせない環境を構築するため、被害対象となり得る店舗に対し、商品の陳列場所又は陳列方法の改善、店内の死角やセルフレジ等における防犯カメラの増強、ICタグや警報装置等の万引き防止機器の導入、多言語による万引きを防止するための注意喚起文、警告文等の掲示、客に不審な行動がある場合の従業員による連携した対応や声掛けなど防犯対策の高度化に資する必要な助言等を行う。また、小売店舗等の協力を得た上で、防犯ボランティア等と連携して店舗内外のパトロール等を推進する。